

厚真町既存住宅耐震改修費補助金交付要綱

(総則)

第1条 厚真町既存住宅耐震改修費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、厚真町補助金等交付規則(平成4年3月19日規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、厚真町内にある既存住宅の耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、既存住宅の耐震改修の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅、長屋住宅、併用住宅(店舗併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。)及び共同住宅をいう。
- (2) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
 - ア 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号別添)第1に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断
 - イ 国土交通大臣が前記アの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法(特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について(平成17年7月5日国住指第902号))による耐震診断
 - ウ ア及びイに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事で、その内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- (4) 耐震改修助成額 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額と補助金の額の合計額(以下、「助成額」という。)とする。

(補助の対象)

第4条 補助の対象となる既存住宅(以下、「対象住宅」という。)は、第1号又は第2号の要件に該当するもので、第3号から第5号に掲げる要件すべてに該当するものとする。ただし、国、北海道の他事業から交付金等を受けている住宅を除く。

- (1) 耐震改修工事を行おうとする者が自ら居住の用に供していること。
- (2) 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)による区分所有の住宅にあつては、耐震改修工事等について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。
- (3) 耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないこと。

判断されたもの。ただし、共同住宅(木造で延べ床面積500平方メートル以内のものを除く。)にあっては次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

ア 社団法人北海道建築設計事務所協会に設置されている建築物耐震診断判定委員会において耐震診断結果が確認されていること。

イ 財団法人北海道建築指導センターに設置されている耐震改修計画評定委員会において評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。

ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第8条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けて耐震化を行うもの又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定を受けて耐震改修を行うもの。

(4) 既存住宅のいずれかの外壁の中心線から隣地境界又は道路境界までの水平距離が、戸建て、長屋、併用住宅にあっては7m以内、共同住宅にあっては建物高さ以内であること。

(5) 建築基準法その他関係法令に、明らかな法令違反がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、対象住宅について所有者が行う耐震改修工事及び耐震改修工事の実施に伴う付帯工事(外壁、屋根の更新、断熱改修等を含む。)に係る経費とする。

(補助金の交付額等)

第6条 住宅耐震改修に対する助成額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 補助金の額は、補助対象経費が20万円以上200万円以内の場合は20万円、200万円を超える場合は補助対象経費の10%以内とし、かつ30万円を上限とする。ただし、補助対象経費が20万円未満の場合は、当該費用の額とする。

(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額。

2 助成額の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

3 第1項第1号で計算された1棟あたりの補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 第1項第1号に規定する工事費については、耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離できるものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。

(補助金の申込み等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、工事着手前に厚真町既存住宅耐震改修費補助金申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。

(1) 耐震診断報告書(写し)

(2) 改修計画書(別紙1)

(3) 位置図、配置図、平面図等(改修内容の記載されたもの)

- (4) 補強後の想定耐震診断報告書
 - (5) 耐震改修工事費見積内訳書
- 3 町長は、第1項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を厚真町既存住宅耐震改修費補助金審査結果通知書(別記第2号様式。)により申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、申込書を受理後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申込者はこの現地調査等に協力しなければならない。
(申込み内容の変更等)

第8条 申込み内容に次の各号いずれかに該当する変更が生じたときは、厚真町既存住宅耐震改修費補助金申込(変更・取消)届(別記第3号様式)を町長に届出なければならない。

- (1) 施工業者
- (2) 耐震改修工事費
- (3) 耐震改修工事の実施
(補助金の交付申請)

第9条 第7条の規定による申込みを行い、補助対象として適当であることの通知を受けた申込者で耐震改修工事の完了したものは、補助金の交付申請を行うことができる。ただし、補助対象として適当であることの通知を受けた日が属する年度の3月15日までに交付申請を行わない場合はその効力を失う。

- 2 前項の規定による申請は、厚真町既存住宅耐震改修費補助金交付申請書(別記第4号様式。以下「申請書」という。)に關係書類を添えて、耐震改修工事の完了した日から30日以内に町長に提出しなければならない。
- 3 前項に掲げる關係書類は次の各号に該当するものをいう。
- (1) 改修工事後の耐震診断報告書
 - (2) 竣工図(改修内容の記載されたもの)
 - (3) 写真(耐震改修工事の内容が確認できるもの)
 - (4) 工事請負契約書(写し)
 - (5) 工事代金領収書(写し)
(補助金の交付決定及び交付)

第10条 町長は、前条の規定による申請書及び關係書類が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査したうえで、補助金の交付を決定し、規則第7条による補助金等指令書(様式第2号)より申請者に通知し、補助金の交付を行うものとする。
(書類の保管)

第11条 町長は、本事業に関する書類を事業完了後10年間保存するものとする。
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。